

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行令案参照条文

。船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

（登録の更新）

第二十五条の四十八 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2（略）

。地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条（略）

2）6（略）

7 市町村は、非課税独立行政法人で政令で定めるものが民法第三十四条の法人から無償で借り受けて直接その本来の業務の用に供する土地で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

8（略）

。独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 大学校は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授すること。

二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

。国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（他の法令の準用）

第三十七条 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、国立大学法人等を国とみなして、これらの法令を準用する。

2（略）

。国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第 号）（抄）

（船級協会の審査及び検査）

第二十条 （略）

2（略）

7 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十七、第二十五条の五十八第二項及び第三項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は、第一項の登録並びに第二項又は第三項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十條第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条の五十五中「第二十五条の四十七第一項各号」とあるのは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十條第五項各号」と読み替えるものとする。

（手数料の納付）

第四十八条 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者（第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を大学校に納付しなければならない。

一 第八条第一項の講習（国土交通大臣の行うものに限る。）を受けようとする者

二 第八条第一項の講習（大学校の行うものに限る。）を受けようとする者

三 法定検査又は第二十六条第一項の検査を受けようとする者

四 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした国際航海日本船舶に係るこれらの証書の交付を受

けようとする者に限る。）

五 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十二月十二日に採択された条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第八条第二項、第二十条第一項、第五項及び第七項、第四十八条（第一項第二号及び第二項に係る部分に限る。）、第五十一条並びに附則第四条から第八条までの規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

第四条 (略)

2 8 (略)

9 次に掲げる者（国及び独立行政法人を除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第四項の検査を受けようとする者

二 第六項の証書の交付を受けようとする者（船級協会が第五項の検査を行った国際航海日本船舶に係る当該証書の交付を受けようとする者に限る。）

三 第六項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者

10 第二十条第六項の規定は第五項の審査及び検査の業務に従事する船級協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について、船舶安全法第三章第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十一、第二十五条の五十四、第二十五条の五十七、第二十五条の五十八第二項及び第三項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）の規定は第五項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、第二十条第六項中「第二項の審査及び検査又は第三項の検査」とあるのは、「附則第四条第五項の審査及び検査」と、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは、「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条の五十五中「第二十五条の四十七第一項各号」とあるのは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項各号」と読み替えるものとする。

11 21 (略)

(独立行政法人海技大学校法の一部改正)

第七条 独立行政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

2 大学校は、前項の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第 号)第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行う。

○船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)(抄)

第三条 船舶安全法第二十五条の四十八第一項(同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及第二十九条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ政令ヲ以テ定ムル期間八三年トス

○地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)(抄)

(法第三百四十八条第七項の非課税独立行政法人等)

第五十一条の十六の三 法第三百四十八条第七項に規定する政令で定める非課税独立行政法人は、独立行政法人海技大学校とする。

2 法第三百四十八条第七項に規定する政令で定める土地は、民法第三十四条の法人で総務大臣が指定するものから無償で借り受けて独立行政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百十二号)第十条第一号に規定する業務の用に供する土地とする。

○国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)(抄)

(他の法令の準用)

第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条の四第一項

二(四十四(略))

四十五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条第一項

四十六 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第一条、第三条第一項及び第四条の五

四十七(五十八(略))

五十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号)第十一条から第十三条まで

